

加工用米・飼料用米等は正しく 出荷しましょう！

不適正な出荷をした場合は、交付金が支払われません！

こんな行為は違反です！

- ⚠ 加工用米・飼料用米等として生産した米を主食用として販売
- ⚠ 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて、新規需要米の飼料用米等として出荷
- ⚠ 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米等に水増して出荷

もし、不適正な出荷が行われたら、

不適正な出荷等が確認された場合には、

- ⚠ その名称及び違反事実を公表、
- ⚠ 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての交付金を返還、
- ⚠ 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米等の取組を認めない

などの措置が講じられます。



また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。

⚠ 飼料用米等の『出来秋の出荷数量』は、

- ① 区分管理での取組の場合には、飼料用米等を生産した『ほ場からの全収穫量』となります。
(ふるい下米も出荷する必要があります。)
- ② 一括管理の場合は 『当初の出荷契約数量』を出荷することが原則ですが、作況変動による調整を行うことができます。

国は飼料用米等の出荷状況を確認します！

- ⚠ 飼料用米等の農産物検査の場で、農産物検査機関等が飼料用米等の出荷状況を確認します。
- ⚠ 検査後に、倉庫や畜産農家に保管されている飼料用米等の状況を確認することがあります。
- ⚠ 畜産農家等の需要者にきちんと飼料用米等が納入されているか確認することがあります。

不適正な出荷の情報があれば教えてください！

- ⚠ 農業者や集荷業者、検査機関等、関係機関の方で、不適正な行為の疑いがある事を見聞きしたら教えてください。
- ⚠ 情報提供は、最寄の農政局や農業再生協議会まで。

情報提供及び問合せ先

- 北陸農政局 生産部 生産振興課 (TEL076-232-4302)
- 農林水産省 農産局 農産政策部 企画課 水田農業対策室 (TEL03-6744-7135)